

1. 商品名		・紀北信金後見支援預金	
2. ご利用いただける方		・家庭裁判所から後見支援預金新規契約に係る「指示書」を交付された方	
3. 預入期間		・期間の定めはありません。 ただし、家庭裁判所の後見終了の判断、もしくは被後見人の方の死亡により預金契約は終了します。	
4. 預入	①預入方法	・お預入に家庭裁判所の「指示書」は必要ありません。	
	②預入金額	・1円以上	
	③預入単位	・1円単位	
5. 払戻方法		・家庭裁判所からの「指示書」により払い戻しいたします。	
6. 利息	付利型	①適用利率	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します
		②利払方法	・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
		③計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
無利息型		・利息はつきません	
7. 税金	付利型	・お受け取り利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優ご利用の場合は除きます。) ※ 令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
	無利息型	・利息はつきません	
8. 手数料等		・通帳を再発行する際には、当金庫所定の手数料を申し受けます。 (詳しくは、各種手数料一覧をご覧ください。)	
9. 特別約定事項		・お取引は口座取引店のみを窓口とします。 ・この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATMでのご利用はできません。窓口でのお取り扱いに限定いたします。	
10. 苦情処理措置・紛争解決措置		苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0597-23-2341)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	
11. その他参考となる事項	付利型	・付利型から無利息型に変更することができます。 ・預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・給与・年金・各種配当金等のお受け取り口座としてはご利用いただけません。 ・マル優をご利用いただけます。 ・インターネットバンキング等のご利用はいただけません。 ・このご預金は、普通預金・無利息型普通預金規定により取り扱いさせていただきます。 ・詳しい内容につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。	
	無利息型	・無利息型から付利型への変更はできません。 ・預金保険制度により全額保護されます。 ・給与・年金・各種配当金等のお受け取り口座としてはご利用いただけません。 ・マル優の対象ではありません。 ・インターネットバンキング等のご利用はいただけません。 ・このご預金は、普通預金・無利息型普通預金規定により取り扱いさせていただきます。 ・詳しい内容につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。	